

ださい。指定は6年ごとに更新を受けます。

6.助成金申請

新規開業は、助成金をうまく利用してください。各都道府県の介護労働安定センターで人材費(介護基盤人材確保助成金)や雇用改善および教育訓練(介護雇用管理助成金)などの一部を助成してくれる制度があります。毎年、制度が変更になっています。助成金申請の手続きは、社会保険労務士などに依頼することもできます。

II. 指定の基準とは

事業所に開設にあたっては、都道府県の事業者指定を受けなければなりません。指定の基準には①人員基準②設備基準③運営基準が定められています。「人員基準」とは、従業員の員数、知識、技能に関する基準であり、「設備及び運営基準」は事業所に必要な設備の基準や保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められている運営上の基準で、事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものです。したがって、指定にあたっては、①～③の全てを満たす必要があり、例えば設備基準を満たしていても、人員基準を満たしていない場合には、指定を受けることはできません。

1.人員基準

- ①管理者は、常勤で事業所ごとに1名(同一敷地内であれば、他の業務と兼務できます)。
- ②生活相談員は、サービス提供時間帯を通じて専ら通所介護サービスの提供を行う者1名以上。社会福祉士・社会福祉主事・精神保健福祉士の資格が必要です。都道府県によって介護福祉士や介護支援専門員等でも認めています。
- ③看護職員は、サービス提供時間帯を通じて専ら通所介護サービスの提供を行う者1名以上(看護師又は准看護師)定員10名以内は、看護師がいなくてもよいです。
- ④介護職員は、利用者の数(実際の利用者数)が15人までは1名以上、それ以上5又はその端数をまずごとに1名以上。特に資格や実務経験は必要ありません。

⑤機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師)とします。

生活相談員または介護職員のうち1名以上は常勤でなければなりません。常勤とは、週32時間以上勤務する場合をいいます。利用定員が10人以下の事業所は、看護職員は配置しなくても違反になりません。都会は、慢性的な看護師不足です。定員10名にした方が看護師の求人でも悩まなくて済みます。

2. 設備基準

設備には、①食堂・機能訓練室(利用者1人あたり3m²以上)、②静養室、③相談室及び④事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要な、設備及び備品等を備えなければなりません。設備等は、通所介護事業所用として専用でなければならないが、利用者への指定通所介護の提供に支障がない場合等は、他の事業と共用することができます。

- ①食堂及び機能訓練室は、合計面積が、利用定員数に3mを乗じた面積以上であることが最低基準(一般的に一人につき3m²での活動は難しいと考えるため、支障なく介護を行うことができる面積を事業所としてよく判断することが必要である)。食事提供及び機能訓練を行う際、それぞれに支障がない広さを確保できる場合は食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができます。サービス提供時間3時間以上4時間未満の午前・午後の2単位は、食事の提供がないので10坪以上の機能訓練ができるスペースがあれば足りず。
- ②相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏れいしないよう配慮されていること。
- ③静養室は、寝室台とカーテンなどの遮蔽が必要です。